

令和 7 年生駒市議会（第 3 回）臨時会議案

令和 7 年 4 月 2 8 日

生 駒 市

令和 7 年 生 駒 市 議 会 （ 第 3 回 ） 臨 時 会 議 案 目 録

議 案 番 号	議 案 名	頁
議案第 33 号	専決処分につき承認を求めることについて （生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について）	1 ～ 4
議案第 34 号	専決処分につき承認を求めることについて （生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	5 ～ 7
議案第 35 号	専決処分につき承認を求めることについて （生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	8 ～ 9

議案第 33 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年4月28日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 第 3 号

専 決 処 分 書

生駒市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第28条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第71条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第90条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.

0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第97条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第90条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 98 条第 2 項中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和 24 年法律第 283 号）」を加え、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 147 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 12 条の 2 第 23 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 12 条の 3 第 15 項を同条第 16 項とし、同条第 14 項を同条第 15 項とし、同条第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149

号) 第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の生駒市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 改正後の生駒市税条例第90条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 34 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年4月28日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 4 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第3条の6（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第3条の7第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第9条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年4月28日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 5 号

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。